

全労連女性部ニュース NO434 2013年2月19日

発行 全労連女性部 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F

2013年2月8日

全労連女性部 菜の花春闘行動



2月8日、全労連女性部は2013年菜の花春闘行動を都内で展開。全国から延べ350人が参加し、朝8時からの東京丸の内北口での宣伝行動でスタートし、午前中、男女雇用機会均等法の実効ある改正を求める厚生労働省要請、被災地の要求を持ち寄り、衆議院議員会館での院内集会後に、全女性国会議員に「復興基本計画を見直し、被災者本位の復興支援策の拡充を求める要請」を行いました。

東京駅宣伝

東京駅宣伝は50人が参加。女性部春闘リーフとティッシュ600セットを配布。参加者によるリレートークで、教職員の実態を京教組、被災地からの訴えを福島県労連(建交労)、愛労連からは大企業の内部留保問題、公的保育を守る訴えを自治労連から、公務員賃下げ問題について国公労連が訴えました(写真左上)。



被災者本位の復興支援策の拡充を求める院内集会

被災者本位の復興支援策の拡充を求める院内集会・女性国会議員要請には、65人が参加(写真右上)。集会には、日本共産党高橋千鶴子さんが連帯に駆けつけ、あいさつをいただいた他、日本共産党参議院議員 紙智子さん、田村智子さんから連帯メッセージがよせられ、紙智子日本共産党参議院議員事務所、大河原雅子民主党事務所からの参加がありました。集会後、衆参女性国会議員全員に被災地の復興を急ぐこと、原発ゼロを求める要請を行いました。院内集会での被災地3県からの報告要旨を紹介します。

<被災地からの報告> **岩手・柳原さん**：仮設に住んでいる陸前高田の友人の話聞いてきた。大船渡では12世帯分の復興住宅ができたが、陸前高田は5月着工。持ち家立て直しのために被災者協議会に入っているが、復興は進まず、持ち家は夢のまた夢。復興住宅をもっと増やしてほしい。今一番思っていることは、被災地を忘れないでほしいということ。「被災地を忘れないで」の声と思いは強い。仮設住宅では、新年のつどいなどを行っている。気仙の人達は頑張っているから応援してほしい。全国から支援を頂いているが、自治体派遣の職員が思うように進まない復興に心を病んで自殺した。「こういった被災地の状況を放置しないで」と要請したい。**宮城・松田さん**：大震災によって県民の200人に1人が犠牲になった。仮設住宅には5万人が避難し、民間の借り上げにも同数いると見られ、10万人が未だ避難生活をしている。毎月1回仮設住宅を訪問して「何でも相談」炊き出しを行っている。仮設住宅については「ネズミが出る」「眠れない」「足場悪い」の要望が出ている。医療機関は186カ所が被災し、気仙、石巻、南三陸、仙台など16カ所が全壊した。住民がもどらないと医療も提供できない。仕事を探しても最賃は685円、フルタイムで働いても10万足らずにしかない。ソニーの多賀城工場でリストラ第2段が起こっている。今度は正規社員に対して、「あなたにやってもらう仕事はない」と隔離部屋におしこめ退職すると言うまで何度も面談させられている。私たちは、昨年、同じ工場の非正規の雇い止めを撤回させた。今後もたたかって止めさせる。仙台市長選挙、県知事選挙そして国政選挙がある。全国の皆さんと連帯して運動を展開する。**福島・佐藤さん**：震災時、2歳だった娘も4歳になった。震災前は神社や山へ毎日散歩していたが、あれから一度も行ってない。子どもの屋外活動も規制されている。子供たちは線量計バッジをつけ、親は洗濯をするにも、食料品を買うにも、日々放射能のことを悩みながら過ごし、普通の日常を取り戻せないでいる。子ども被災者支援法は肝心の対象地域が決まらず、具体化がされていない。私たちは、福島県全体を対象とするよう求めているが、復興庁の答えは真に支援が必要な地域にすると線引きをし、分断を持ち込もうとしている。国任せでなく、地元がどう踏ん張るかも大事。オール福島で運動していく。**福島・大貫さん**：南相馬に住んでいる。中学校の教師でバドミントン部の顧問をしている。3.11の時中学三年生だった生徒が今高校生になった。原発事故の発生時には20Km圏内にいた。休みになると部に入っている子たちは練習に明け暮れるのが普通だろうが、福島では家族がバラバラに避難していて5時間もかかって山形（新潟？）の家族に会いに行く子もいる。家族バラバラの状態が普通だと思ってしまっていることが怖い。学校に行けるだけまし、という異常な状況。国会議員の人達には少しでも実状を知って欲しい。**福島・加藤さん**：除染作業について発言したい。除染はゼネコンに発注しているが、ゼネコンがピンハネして下請けに発注している。除染作業の労働者には危険手当1万円が支給されるはずなのに、まともに払われていない。福島市内でも警戒区域以上に線量が高い場所がある。県労連の労働相談のなかに、給料は1万5500円だが除染作業の特殊勤務手当が払われていない、との相談があった。労基署が指導したら、1万円は手当、日給は5500円と言う。5500円でも最賃は下回らないからいいのだ、と業者言っている。本来は2万5500円が労働者に払われるべき。被曝と低賃金の労働の押しつけを許さないために頑張る決意。



均等法の実効ある改正を求める厚生労働省要請



厚生労働省要請は男女雇用機会均等法の見直しが労働政策審議会でされているなか、実効ある改正を求めて要請を行いました。個人請願署名449筆を手渡し、参加者が、出産後非正規労働しか選ばざるを得ない実情、労働組合のない職場では簡単に出産を契機に雇い止や首きりが行われる現実、同じ職場内での非正規労働者と正規労働者の待遇の格差など職場・地域の女性労働者の実情を訴え、間接差別を是正のための雇用管理区分の廃止、限定列举の見直しなど強く要求しました。また、雇用均等分科会での使用者側の「改正の必要なし」意見に与することなく、労働者の実態を改善するための改正のための議論を時間をかけても行うことを求めました。

写真左上、厚生労働省に署名用紙を手渡す角田副部長 16人参加



写真左下 厚生労働省前行動 30人



写真右 2.8 総決起集会 86人が参加

写真下 2・8 中央総決起集会で均等法の実効ある改正の運動をよびかける小畑女性部長 舞台には各女性組織が要求を持ち寄り登壇



人間らしく働ける職場づくりと法改正の運動を 小畑部長の発言要旨

全労連女性部が行った調査で、労働の過密化が進んでいる実態が明らかになり、非正規雇用、正規雇用とも法律に規定された制度が使いづらく、女性が働き続けることへの困難さが増していることが明らかになりました。

春闘では、男女ともに人間らしいはたらき方を求めて、職場で男女雇用機会均等法、育児介護休業法などの徹底とよりよい協約の締結、労働時間の上限規制、非正規労働者の均等待遇、非正規雇用から正規雇用への転換の運動が求められています。

同時に、パート労働法、男女雇用機会均等法など労働法制の実効ある改正は喫緊の課題です。現在、厚生労働省の労働政策審議会雇用均等分科会において、男女雇用機会均等法の見直しに向けた論議が始まっています。しかし、雇用均等分科会の中で、使用者側は、法改正を行う必要はないという立場に固執しています。男女雇用機会均等法を、男女ともに仕事と生活を両立させ、生き生きと働き続けるための法律としていくために、間接差別をなくすために実効ある手立てをとること、妊娠出産に対する不利益取り扱い禁止の実効性を確保すること、差別の禁止事項に賃金も加えること、ポジティブアクションを具体的に実行すること、など様々な要求を職場の実態をもとに明らかにして、法改正に向けた運動を大きく進めていきましょう。



国会請願パレード



男女雇用機会均等法の 実効ある改正を！

労働法制中央連絡会・全労連



1月28日、労働法制中央連絡会・全労連主催の男女雇用機会均等法の実効ある改正を求める学習会が開催され、約80人が参加しました。学習会は、日産自動車家族手当女性差別事件、三陽物産女性差別事件、社会保険診療報酬支払基金女性差別事件、芝信用金庫女性差別

事件、野村証券女性差別事件、丸子警報器事件など女性差別是正裁判を担当した今野久子弁護士（写真右上）を講師に招き「ジェンダー平等とディーセントワーク実現のために～女性労働者のたたかひの歴史と均等法の改正に向けて」行いました。

学習会の冒頭、主催者を代表して婦団連堀江ゆり会長があいさつ、「GGGIで指摘されたジェンダー格差指数は政治・経済分野の遅れを現わしている。経済分野の格差は先進国であるにもかかわらず、是正されないことに対して、世界は批判している。国連女性差別撤廃委員会の2009年勧告から見ても均等法の間接差別の定義の狭さに遺憾の意が表明され、賃金格差の問題にも言及されている。2014年に勧告後の政府の対応について報告が求められている。均等法の改正が求められている」と述べました。

今野弁護士は、講演で、男女平等の基盤としての「仕事と生活の両立」問題で労働時間闘争の重要性を指摘。また、原稿均等法の問題について①均等法に法的請求権の規定がないこと。均等法は「何々しなければならない」「何々してはならない」という司法上の強行規定であり、均等法に違反する行為は無効だが、是正のための法的請求権がない。②均等法に差別を定義する規定がない。均等法は、性差別を禁止する条項を増やす形で整備が進んだが、性差別それ自体を定義し禁止する全面的規定ではない。③女性差別撤廃委員会は、間接差別全般を禁止する法律が日本の現行法にはないとして、日本を国際的に批判しました。日本政府は、間接差別の禁止を均等法に盛り込んだと弁明したが、7条の規定は厚生労働省令に委ねられており「募集・採用にあたり、労働者の身長、体重または体力を要件とすること」「コース別雇用管理における総合職の募集・採用にあたり、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること」「昇進に当たり、転勤の経験があること」の3つだけに限定されている。④均等法の適用にあたっては、雇用管理区分ごとに検討されます。2008年のILO条約勧告適用専門委員会の100号条約に関する日本政府の個別意見は「雇用管理区分、たとえば総合職は総合職同士、一般職は一般職同士で、

男女差別かどうかを見るべき」というものです。しかし条約勧告適用専門委員会は「異なる雇用管理区分に属する男女についても、同一価値労働同一賃金の適用を認めるべきであり、それが制限されるべきではない」と言明しています。雇用管理区分の指針をなくすことが課題のひとつと指摘。また、「差別があった場合は、積極的な差別是正措置をどこでどう図るか、実効性ある措置が求められます。しかし現行法による実効性確保はどうなっているかといえば、ポジティブアクションすら義務化していません」とのべ、均等法の改正の必要性を強調しました。

学習会では、生協の職場でのパート労働者の均等待遇問題、金融の職場の雇用管理区分での差別、診療報酬支払基金での転勤可能用件を昇格の基準とする実態などの間接差別の事例が、それぞれの職場の労働者から報告されました。

全労連女性部の春闘方針では、正規も非正規も各職場の実態を出し合い、女性の仕事も生活の大切にしながら働き続けるための要求を出そう、最低でも労働諸法制の権利行使ができる職場をつくろう、よりよい労働協約を求めていくこととあわせて、パート労働法・均等法の実効ある改正を求める運動を強めようと確認しました。厚生労働省で均等法の見直しが行われ、使用者側は改正の必要なしの論陣をはっています。また、パート労働法の改正法案の国会への上程もいまだに見通しが立たない状況です。均等法の個人請願署名は3月5日に提出します。お手元に集まっている署名を全労連事務局名でお送りください。

高知県労連女性部 春闘宣伝行動



高知県労連女性部は2月8日（金）高知のひろめ市場前で春闘行動の一環として、街頭宣伝を実施しました。前日までの陽気とは打って変わり寒波の影響で突風が吹き荒れ、大変な中でしたが、人数の少なさを風船でカバーして買い物帰り、学校帰りの世代に均等法を中心に働き方を変えよう！とアピールしました。30分というみじかいじかんでしたが、ビラは30枚渡しました。年配の女性からは「私たちの世代は安心して働けた。今の若い人は大変、心も体もしんどいよね。安倍内閣ではかわらない。なんとかしたいね。」と熱心に話してくれました。残念だったのは、若い世代の方で「私たちはいいです。」とビラも受け取ってもらえなかった女性が、何度か前を

行き来したのに、勝手に受け取らないだろうと判断し、渡す機会を逃したように思いました。(次はあきらめません。) 高知県労連女性部での初めての取り組みで参加者も少なかったですが、今後は定期的な行動にしていきたいです。今回は3月8日(金)を予定しています。

岡山県労会議女性部大会

日常の問題意識から権利について考えよう

2月17日、県労会議女性部は第16回の定期大会を開き22名が参加しました。大会では名村女性部長のあいさつや、事務局長の女性の権利やジェンダーについての報告を問題定期として分散会が開かれ、悩みや組合のことなどを自由に語り合いました。

今回の大会は事前の役員会で「これまでのような活動報告と方針案の提起だけでは女性の問題意識は深まらない。それぞれが日頃の問題意識を気軽に出せることが大切。日常の問題意識から権利について考えよう」と話し合い、準備をしてきました。

分散会は4つのグループに別れ「①最近ハマっていること、②組合のこと、女性部のこと、③心配や不安、気になること」の3つのテーマで話し合いました。ある分科会では「悩みは深いが誰かに任せるのではなく、自分たちの問題として立ち止まって考える必要がある。おかしいことをおかしいと言えるように、組合の活動で広げたい。生活の中でぶつかっている問題を出し合って話し合うことが大切だ。回り道なようでも共通点を見つけてつながれば、組合を強くしていくことにつながる」と感想をまとめました。別の分科会では「時間が足りないほど楽しくしゃべることができた。女性の権利が使えない状況がある。生後4ヶ月の子どもがいても夜10時間まで働いている話や、生協の配送ではコンビニもガソリンスタンドもなくトイレに行けないという悩み、サービス業の窓口ではお年寄りのセクハラで胸を触られるなどの困り事もある。制度を勉強して改善したい。行政問題では人員削減で十分なサービスが出来ない中で苦情が飛び交うなどの問題点が出された」と報告しました。閉会の挨拶をした県国公の落合さんは「気軽に話し合うことが大切。このような会話を単組や支部でも広げたい。今後とも頑張ろう」と今回の試みの成功を確認しました。参加者からは「楽しかった。単組でもこのような話し合いがしたい」「難しい組合の方針は話せないが身近な話から親しくなって、みんなで物が言える職場にしたい」などの感想が寄せられました。



制度が活用できる職場づくりを

全印総連女性部春闘討論集会 2013

1月19日20日に全印総連の本部と女性部、青年部の春闘討論集会が熱海ニューフジヤホテルで開かれ、全体で100人以上、女性部は4地連9組織16人の参加でした。

是村委員長は、選挙結果からみる情勢、憲法や増税などの危険性。3年ぶりに改訂された産業政策提言が業界からも注目されていること。さらに広げ、公契約条例を広げようと挨拶しました。また要求討議を元気にしようと「スマホの18の約束」を例にとり、何かあれば労働組合の原点に戻って話し合おうと話をしました。



記念講演は出版労連・書記次長であり、ジャーナリストの北健一氏が「希望をかなえる場所」と題して講演。「組合がない職場で何が起きているか？」として、体調が悪くても言えない職場になったJALでは機長が骨折してもフライトし、安全性の危機に陥っている事例などを取り上げ、組合の役割などを具体的に紹介していただきました。

全体会のあと、女性部は2つに分かれて分散会を行いました。分散会では、自己紹介を兼ねて職場の状況などを報告し、課題を絞り込んで討議しました。初参加者が4人と多く「他の会社の制度を初めて知った」「いろんなやり方があると勉強になった」との感想が聞かれました。

討議では育休や生休は制度があっても無給で使いにくい、職場が人手不足で言いにくい、など実際に利用し辛くなっている現状が出されました。また、メンタルケアの職場復帰や長時間深夜残業など、心身の健康課題が多く出されました。

週休2日制を要求しているが、時間延長と抱き合わせで回答されているが、実際導入したところではどうか？と具体的な質問もありました。デメリットとして残業代が減り、収入が下がった。子育て世代の負担が大きい。仕事が終わらず土曜に休日出勤している。平日の疲労が激しいと言ったことがある。子育て世代には配慮をし、今のところは週休2日制が実現している。業務内容上、夜型なのでフレックス制度を導入しており、翌朝の負担を減らしているという内容も聞かれました。

女性部は要求は粘り強く訴え勝ち取ってきています。小さな要求を少しずつでも積み上げていこうと確認しました。

●情報●

●生協労連母性保護月間リーフ 「働きやすい職場づくりのために」PDF添付しました

●母子健康手帳の様式について

母子健康手帳には省令記載様式と任に記載様式があり、各自治体は省令様式については必ず記載しなけ

ればならないとしています。任に記載様式は各自治体の裁量に任されているところです。「働く女性・男性のための出産、育児に関する制度」は任に記載様式となっています。各自治体の母子健康手帳を確認して、記載されていない場合は、制度の徹底のためにも記載を求めることが重要です。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/dl/kenkou-04-02.pdf

<規制改革会議> 政府の規制改革会議（議長・岡素之住友商事相談役）が取り組む約70項目の検討課題が2月14日、明らかになった。公的医療保険が適用される保険診療と、保険外診療を併用する「混合診療」の範囲拡大や、解雇規制の柔軟化などが主要課題で、規制を緩和した場合のメリットとデメリットなどを議論。具体的な規制改革案を策定し、政府が6月にもまとめる成長戦略に反映させる方針。政府は15日に規制改革に関する会合を開き、「雇用」「健康・医療」「エネルギー・環境」の三つを当面の重点分野に位置付ける方針。規制改革会議はこれを受けて、70項目の検討課題について本格的な議論に入る。

「雇用」では解雇規制が焦点。従業員の解雇は現在「客観的、合理的な理由があり、社会通念上、相当」とされる場合にしか認められないが、会議では有効な事例を明確化することを検討する。また、外国のように一定のお金を支払えば解雇できる仕組み導入の是非も議論する。労働時間の規制を受けない裁量労働制の適用範囲の拡大なども話し合う見通し。